

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第九十九号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第一条 住民基本台帳法施行細則(平成十四年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に改める。

(広島県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県青少年健全育成条例施行規則(平成四年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、同条第二号中「第八十二条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

(私立学校法等施行細則の一部改正)

第三条 私立学校法等施行細則(平成十四年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第七十七条の九」を「第百八十七条」に、「第七十八条」を「第百九十条」に改める。

第四条中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」に、「第七十八条」を「第百九十条」に改める。

第五条中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」に、「第七十七条の十一」を「第百八十九条」に、「第七十八条」を「第百九十条」に改める。

第六条から第八条までの規定中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」に改める。

第九条中「第四条の二第二項」を「第五条第二項」に、「第七十八条」を「第百九十条」に改める。

第十条中「第五条」を「第六条」に、「第七十七条の十一」を「第百八十九条」に、「第七十八条」を「第百九十条」に改める。

第十一条及び第十二条中「第五条」を「第六条」に改める。

第十三条中「第六条」を「第七条」に、「第七十七条の十一」を「第百八十九条」に、「第七十八条」を「第百九十条」に改める。

第十四条から第十六条までの規定中「第七条の三」を「第十一条」に改める。

第十七条中「第七条の四第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第十八条中「第七条の四第三項」を「第十二条第三項」に改める。

第十九条中「第七条の五」を「第十三条」に、「小学部」を「幼稚部、小学部」に、「

高等部又は幼稚部」を「又は高等部」に改める。

第二十条中「第七条の六」を「第十四条」に、「第七十七条の十一」を「第一百八十九条」に、「第七十八条」を「第九十条」に改める。

第二十一条中「第七条の七」を「第十五条」に、「第七十七条の十」を「第八十八条」に、「第七十八条」を「第九十条」に改める。

第二十二条中「第七条の七」を「第十五条」に改める。

第二十三条中「第七条の七」を「第十五条」に、「小学部」を「幼稚部、小学部」に、「高等部又は幼稚部」を「又は高等部」に改める。

第二十四条中「第七条の七」を「第十五条」に改める。

第二十五条中「第七条の八第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第二十六条中「第十四条第一項」を「第二十七条」に、「第七十七条の十一」を「第八十九条」に、「第七十八条」を「第九十条」に改める。

第二十七条中「第七十七条の九」を「第八十七条」に改める。

第二十八条中「第七十七条の十」を「第八十八条」に、「第三条」を「第十五条」に改める。

第二十九条及び第三十条中「第七十七条の十一」において準用する同規則第七条の三」を「第八十九条において準用する同規則第十一条」に改める。

第三十一条中「第七十七条の十」を「第八十八条」に、「第七条の七」を「第十五条」に改める。

別記様式第一号中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」と、「第83条第2項」を「第134条第2項」と改める。

別記様式第二号中「第82条の9、」を「第131条、学校教育法施行令」に改め、同様式備考1中「第82条の9」を「第131条」に改める。

別記様式第四号中「第82条の9、」を「第131条、学校教育法施行令」に改め、同様式備考1中「第82条の9」を「第131条」に改める。

別記様式第五号中「第82条の9、」を「第131条、学校教育法施行令」に改め、同様式備考2中「第82条の9」を「第131条」に改める。

別記様式第七号中「第83条第2項」を「第134条第2項」と改める。

別記様式第八号から別記様式第十一号までの様式中「第82条の9」を「第131条」に改める。

別記様式第十七号中「小学部（）」を「幼稚部（小学部・）」と改め、「・幼稚部」を削る。
別記様式第十八号中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」と、「第83条第2項」を「第134条第2項」と改める。

別記様式第十九号中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」と、「第83条第2項」を「第134条第2項」と改める。

別記様式第二十一号中「小学部（）」を「幼稚部（小学部・）」と改め、「・幼稚部」を削

る。

別記様式第二十二号中「第82条の9」を「第131条」に改める。

別記様式第二十四号中「第82条の11第1項」を「第133条第1項」及び「第83条第2項」を「第134条第2項」及び「第8条」を「第20条」に改める。

別記様式第二十五号から別記様式第二十七号までの様式中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に改める。

別記様式第二十八号及び別記様式第二十九号中「第82条の9」を「第131条」に改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第四条 クリーニング業法施行細則(昭和二十五年広島県規則第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

別記様式第八号中「第47条」を「第57条」に改める。

(調理師法施行細則の一部改正)

第五条 調理師法施行細則(昭和三十四年広島県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第六条 製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年広島県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

(広島県立三次看護専門学校学則の一部改正)

第七条 広島県立三次看護専門学校学則(昭和五十四年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第九条及び第十条第四号中「第五十六条」を「第九十条第一項」に改める。

(広島県立母子福祉センター管理運営規則の一部改正)

第八条 広島県立母子福祉センター管理運営規則(昭和五十四年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「小学校若しくは中学校又は幼稚園(以下「小学校等」という。

)の校長又は園長」を「幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)の園長(特別支援学校の幼稚部にあつては、校長)又は小学校(特別支援学校の小学部を含む。)若しくは中学校(特別支援学校の中学部を含む。)の校長」に、「当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児」を「当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒」に改める。

(広島県健康福祉センター管理規則の一部改正)

第九条 広島県健康福祉センター管理規則(平成四年広島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「小学校若しくは中学校又は幼稚園（以下この号において「小学校等」という。）の校長又は園長」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の園長（特別支援学校の幼稚部にあつては、校長）又は小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。）の校長」に、「当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児」を「当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正）

第十条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年広島県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改め、同条第二号イ中「第七十六条」を削り、同号ロ(1)並びに同条第三号及び第四号中「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改める。

第三条第一号中「第八条各号」を「第二十条各号」に改める。

第九条第一項第六号中「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第三条の規定による改正前の私立学校法等施行細則に規定する様式で行われている申請は、同条の規定による改正後の私立学校法等施行細則に規定する様式で行われている申請とみなす。